

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における相互扶助による住民参加型移動支援事業に補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、住民参加型移動支援事業（以下「事業」という。）とは、住民相互の助け合いにより、高齢者や障がい者等を対象に、買い物やサロン送迎等の移動及び外出支援を行う事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、住民参加型移動支援事業を行う次の各号のいずれかに掲げる団体とする。

- (1) 自治会又は地区社会福祉協議会
- (2) 県又は特定非営利活動法人が行う説明会及び研修会を受けて事業を開始した団体
- (3) その他市長が特に必要と認めた団体

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費としないものとする。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の構成員による会合の飲食費
- (3) 不動産等の取得に要する経費
- (4) 前号以外の物品等（短期間の使用によってその性質又は形状を失うことにより使用に耐えられなくなる物を除く。）のうち取得価格又は評価額が5万円以上の備品の購入に要する経費

(補助額)

第5条 補助額は、次のいずれか低い額とし、35万円を上限とする。

- (1) 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

(2) 総事業費から寄附金その他収入額（当該事業につき国、県その他の団体から補助金等を受けている場合にあっては、その補助金等の額）を除いた額

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、規則第4条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容その他必要な事項を審査し、補助金の交付の可否を決定し、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して14日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第8条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認したときは、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の市長の定める期日は、事業を終了した日、又は補助金を交付した年度の翌年度の4月30日のうち、いずれか早い日とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日に申請のあった 年度綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第8条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地

名 称

代表者

㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金に係る事業等について次のとおり変更（中止・廃止）を承認したので通知します。

1 変更（中止・廃止）の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由